

第6章 具体的施策と目標数値

基本目標 1 次代を切り拓く力を養う教育の実現

基本方針 1. 調和のとれた知・徳・体を育成します

(1) 確かな学力の育成

施策	概要
<p>確かな学力を伸ばす教育体制の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全教職員の共通理解のもと個々の発達段階に応じた指導を組織的に行います。 ・ 「やまなしスタンダード」の視点に基づく授業改善に取り組みます。 ・ 市内小中学校の教員を対象にした研修会や市単教員を対象にした学習会を開催し、教員の資質向上を図ります。 ・ 教育委員会に教育指導監を配置し、各学校に対して指導助言を行うとともに、学校及び関係機関と連携して、教育の基本「まごころ」の推進を図ります。 ・ 「学力向上委員会」において全国学力状況調査の結果分析と学力向上に向けた取組と成果について意見交換を行い、対策等の検討を行います。 ・ 体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に導入し、知識や技能を活用した課題解決の課程を通して、深い理解を伴う知識や技能の習得及び思考力・判断力・表現力の育成を図ります。 ・ 児童生徒が学習意欲を高め、学習習慣の確立につながる学習評価の改善を図ります。 ・ 学習のベースとなる学習規律や生徒指導に各学校で統一した認識のもと取り組みます。 ・ 他者と協働し課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動を積極的に導入し、課題を解決するために必要な情報を検索、収集、活用する力を育みます。 ・ 学校全体の言語環境を整え、言語能力を向上させるために重要な読書活動の充実を図ります。 ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進し、生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成します。 ・ 児童生徒の実態に応じたチームティーチング指導や少人数指導を充実させるために、教員数の適正配置を行います。 ・ 家庭内で会話する時間の確保や家庭学習の重要性についての理解や協力を求め、家庭学習を充実させる取組を行います。 ・ 「家庭学習の手引き」や「がんばるカード」などの活用を進め、学年に応じた家庭学習の取組を充実させます。

施 策	概 要
<p>確かな学力を伸ばす教育方法の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各教科等の特性に応じた言語活動を取り入れ、社会生活の中で必要な、自分の考え方や能力を表現する力の向上を図ります。 ・ 学校での教科活動全体を通して、児童生徒が発言する機会を増やし、自分が考えていることを相手に分かりやすく伝えるプレゼンテーション能力を向上させる取組を行います。 ・ 新聞を活用し、社会の課題を見つけ考えて解決する力を培う取組を行います。 ・ 児童生徒の興味や関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう教育課程の工夫を行い、各教科それぞれの分野において課題の発見・解決に必要な力を身につけられるようにします。 ・ 総合的な学習や特別活動において課題に取り組むときに、今まで各教科で身につけた力を総合的に活用できるようにします。
<p>英語をはじめとした外国語教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国語によりコミュニケーションを図る能力の育成に向けて「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の学習到達目標に応じた授業づくりに取り組みます。 ・ 外国人指導助手を各学校に配置し、ネイティブスピーカーの活用を促進します。 ・ 英語科以外の教科にも外国人指導助手をチームティーチングとして配置し、英語を使う機会を増やし会話力の向上を図ります。 ・ 英語に堪能な地域の人と協力し、学校の活動を支援する体制づくりを行います。 ・ 実用英語検定の受験に要する費用を助成し、英語学習意欲の向上と英語力の向上を図ります。 ・ 英語教育へICTの活用を図り、音声データや映像を積極的に活用し、英語学習に効果的な学習環境を整備します。
<p>情報活用能力の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報社会を主体的に生き抜くために必要な情報活用能力を育成するために、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを活用するために必要な環境を整え、これらを活用した学習活動の充実を図ります。 ・ プログラミング教育を通して、コンピュータやプログラミングの概念に基づいた論理的思考や創造性、問題解決力などを育成し、学校での学習や日常生活、社会に出たあとなどあらゆる場面で活用できる汎用的な能力の育成を図ります。 ・ 専門的な知識を有する人材を活用し、学校のプログラミング教育への支援を行います。 ・ スマートフォン等の所有率の増加に伴い、子どもがインターネットを通じて顔の知らない人と出会い事件に巻き込まれるケースが後を絶たないため、保護者への情報提供と、子どもへの危険性を教える教育を強化します。

施 策	概 要
キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭や地域住民、企業や関係機関と連携し、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を身につけていくことができるよう発達段階に応じた体系的・系統的な教育を推進します。 ・ 出前講座や体験学習を通して、社会的・職業的自立の大切さと、自己の将来を考える機会を提供します。
安全・防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の立地等を踏まえ自然災害等に対する学校防災体制の強化を図ります。 ・ 学校の実情に応じた防災計画の作成と見直しを行い、災害発生時の避難行動が確実にとれるよう職員全員で共通理解を深める取組を行います。 ・ 教員のキャリアに応じた防災・防犯・交通安全研修に参加し、児童生徒の安全の確保に努めます。 ・ 学校において実践的な避難訓練を行います。 ・ 危険に際して自らの命を守り抜くために「自主的に行動する態度」を育成するとともに、災害後の自助・共助・公助の視点から、安心して安全な社会づくりに貢献する意識を高めるための教育を行います。 ・ 地域の避難訓練に参加するなど、学校・家庭・地域・関係機関との連携・協働体制の構築に取り組みます。 ・ 山梨県学校防災指針を積極的に活用し、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行います。 ・ 子どもたちが安全に通学することができるように、通学路の危険箇所交通指導員を配置し、交通事故防止に取り組みます。 ・ 自転車の乗り方教室、交通安全教室を開催し、児童の安全教育の充実を図ります。 ・ 学校・保護者・地域・関係機関が連携して通学路の安全点検や整備を行います。 ・ 通学路等の交通上や防犯上の危険箇所の情報を共有し、子どもの安全確保に取り組みます。 ・ 一斉メール配信システムを活用し、不審者情報などを保護者へ迅速に提供します。
主権者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若い世代の政治参加を促すきっかけになることを目的に、社会科目の授業において選挙の仕組みや投票参加の意義について学ぶ出前事業を行います。 ・ 小中学校の社会科において、各段階に応じた主体的に社会に参画する主権者の育成を行います。

(2) 豊かな心の育成

施策	概要
道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の教育活動全体を通し道徳教育の充実を図り、自己をみつめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を行います。 ・ 道徳の授業公開や地域人材を活用した道徳の授業を行い、地域ぐるみで道徳教育の充実を図ります。
生徒指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員間で指導方針の共通理解を図り、組織的・体系的な指導や諸問題への早期対応を行います。 ・ 児童生徒が継続的な指導や支援を受けられるよう、小・中・高等学校及び特別支援学校など異校種間の教員の連携を図ります。 ・ 教員を対象にした研修会への参加を促進し、児童生徒への指導力を向上させ、魅力ある学級・学校づくりを推進します。 ・ 道徳科や学級活動において人権尊重や正義感、命の大切さなどに重点を置いた指導を行い、問題行動の未然防止に取り組みます。 ・ 学校や子育て担当部署、民生児童委員と連携し児童虐待の早期発見・早期対応ができる体制を整えます。 ・ スクールソーシャルワーカーや児童相談所、警察等との連携により問題行動の未然防止や発生時の迅速な対応に取り組みます。
いじめ問題に対する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめ防止対策推進法」「中央市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめは、「どこの学校でも起こりうる」との認識のもと学校、教育委員会、家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止、早期発見、迅速で適切な対応が行える体制づくりを進めます。 ・ いじめの定義といじめに対する基本的な考え方を共有するための研修会等を行います。 ・ いじめアンケート調査等によりいじめを認知した場合は、早期解消に向けて学校全体で組織的に取り組みます。 ・ 学校でいじめを認知した場合は、保護者へ情報提供を行い、家庭と学校が協力して問題解決に向けて取り組みます。 ・ 教員の指導力を向上させ、いじめを生まない学級づくりに取り組みます。 ・ 地域と連携し、いじめ・不登校の防止に向けた取組を行います。 ・ いじめとけんかの違い、いじめによる心身の変化を学び、いじめをしないための意識の持ち方や、いじめを見たり聞いたりしたときの対処法を学ぶ機会を設けます。 ・ インターネット上のいじめが、重大な人権侵害にあたることを十分に理解させるために、情報モラル教育の推進に取り組みます。 ・ 発達段階に応じたいじめ教育を行い、いじめは絶対行わないことや、いじめによる命絶つ行為を未然に防ぐための教育に積極的に取り組みます。また、言葉によって、人を傷つけてしまうことがあることを学習する機会を提供します。

施 策	概 要
不登校問題に対する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が欠席した場合は放置せず、保護者と連絡を取り早期対応を行います。 ・ 欠席が2日続いた場合は家庭訪問を行うなど、不登校につながらないよう学校全体で組織的に対応します。 ・ 授業改善により分かる授業を行い、一人ひとりに居場所がある楽しい学級づくり、魅力ある学校づくりに取り組みます。
多様性を理解する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化や考え方の違いを理解し、偏見や差別をなくす教育に取り組みます。 ・ 多様性への理解を深め、異なる習慣や文化を持った人々と共生していく態度を養う教育を行います。 ・ 国際交流イベントやスポーツ活動などを一緒に行う機会を設け、日本人住民と外国籍住民との交流の促進を図ります。
教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心の相談員（市単独）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談体制の充実を図ります。
体験を重視した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団宿泊体験、自然体験活動、職場体験、社会奉仕活動、地域の人々との交流活動等、直接体験を重視した発達段階に応じた系統的な教育を推進します。 ・ 地域の学習素材を生かした体験活動を取り入れ、自分の住む地域を知り、愛着を醸成する取組を推進します。 ・ 授業や部活動において、地域の優れた芸術家や文化活動・体育活動の指導者、文化財保護に携わる人々と教員が協力して指導する取組を進めます。
読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読書活動を取り入れた授業を行い、読書の楽しさや図書館の活用方法を知る機会を設け読書量の増加を図ります。 ・ 一斉読書の継続的な取組や読み聞かせ等の実施、親子読書の呼びかけ、推薦図書を紹介等により読書活動を活発にします。 ・ 学校図書館教育指導計画を作成し、学校の特色に応じた図書の充実を図ります。 ・ 学校図書館相互や市の図書館との連携を進め、読書活動の充実を図ります。
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がい者、乳幼児等との交流体験や講話を受講し、福祉について理解を深めるとともに、他者を思いやる心や実践力を養います。 ・ 小中学校と特別支援学校との児童生徒の相互交流を推進します。 ・ 赤ちゃんだっこ体験、子育て体験などの体験活動を通して、かけがえのない命を実感し、自他の命を大切に思う気持ちを醸成します。
人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の教育活動において人権尊重の精神を培い「いじめ」の根絶を目指します。また、外部講師の出前授業などを実施し人権についての理解を深める取組の充実を図ります。 ・ 共に生きる視点に立ったボランティア活動や平和教育を推進します。

(3) 健やかな体の育成

施 策	概 要
健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動習慣や食事、睡眠といった生活習慣の改善を促進し、心身の健やかな成長と体力の向上を図るため、学校・家庭・地域の連携による、学校保健、学校給食及び食育等を推進します。 ・ インフルエンザなどの感染症の拡大防止に、家庭や医療機関と連携して取り組みます。 ・ 安心してスポーツ活動を行うため、関係機関が協力して事故や傷害の防止及び軽減を図ります。 ・ 出前講座などにより、喫煙や薬物使用に関する学習を行い、健康被害や薬物犯罪に巻き込まれないための知識の習得を図ります。
子どものスポーツ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの心身の健全な発育・発達を目指し、学校や地域等において、スポーツに親しみ、楽しさや意義を実感できるスポーツの機会の充実を図ります。 ・ スポーツを通して、勝つことや負けることがあることを理解し、味方として戦った共同する心や、敵として戦った相手を尊重する心、最後まであきらめない心を学ぶ機会の充実を図ります。 ・ 遊びを通して体を動かすことの楽しさを知りながら体力向上を図ります。 ・ 親子で気軽にできる遊びから始められる運動を紹介し、日々の生活の中で親と子が一緒に楽しく体を動かす機会を増やします。
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの健やかな発育・発達を支える望ましい食習慣、生活習慣の形成を図る取組を推進します。 ・ 適切な栄養摂取について学校や保育園から情報提供を行い、家庭と連携して食育に取り組みます。 ・ 市内農業者が生産した米や野菜を給食に提供し、地域理解と地産地消の取組を推進します。 ・ 社会的に問題となっている食品ロスについて、給食の残食を減らす取組を通して考える機会を提供します。 ・ 学校給食衛生管理基準に基づいた適切な衛生管理を行い、食中毒の防止を徹底します。 ・ 中央市学校給食における食物アレルギー対応ガイドラインに基づき、アレルギーを持つ子どもへ、安心安全な給食の提供を行います。 ・ 2月20日の「まごころの日」には、地元の食材を使った「まごころ給食」を提供し、郷土の理解を深める機会を提供します。 ・ 市内の保育園児が米づくりを行い、食べ物ができるまでを体験を通して学ぶ機会を提供します。

(4) 幼保・小・中の連携

施策	概要
幼保・小・中の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが小学校に就学するときに、小学校から中学校へ就学するときに感じるギャップを減らし、円滑な接続ができる取組を推進します。 ・ 幼稚園や保育所での学びを小学校へ、小学校の学びを中学校へ途切れることなくつなげられるよう、保育要録、指導要録の送付とあわせて情報交換を行い、双方の情報を有効に活用する取組を推進します。 ・ 小学校において、保育園・認定こども園などの意見を踏まえて、小学校入学後のスタートカリキュラムの編成に取り組みます。
幼児教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が計画を進めている幼児教育センターと連携して、幼稚園・保育所における幼児教育の充実をはかります。

基本方針 2. 学校・家庭・地域の連携により教育の質の向上を図ります

(1) 学校と家庭と地域の連携強化

施策	概要
コミュニティ・スクールの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の全ての小中学校へコミュニティ・スクール(学校運営協議会)を導入し、学校と地域住民が目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。学校運営に地域の声を積極的に生かし、特色ある学校づくりを進めます。
安全・安心な居場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に対し、児童館等を利用し、放課後の居場所づくりと児童の健全育成を図ることを目的に、放課後児童健全育成事業を実施します。 ・ 子どもたちのSOSのメッセージに早く気づくために、学校や家庭、地域での見守りを促進する取組を行います。
地域との交流・体験を重視した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で子どもたちの育成を支える、子どもクラブの充実と活性化を図ります。 ・ 地域住民を講師等として学校の活動に活用するなど、地域人材の活用を図ります。 ・ 社会科見学などの体験学習や小学校3・4年生が使用する社会科副読本の活用を通じて、自分たちが住む地域を知り、郷土愛を育む教育を推進します。 ・ 各小学校の「子どもまもり隊」など、登下校時の見守り活動を支援し、交通事故や犯罪から子どもを守る取組を推進します。
大学との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の大学と連携し、将来教員を目指す学生に小中学校の教育現場に入ってもらい、授業や授業外での学習支援、日本語指導等を行ってもらう取組を充実させます。

(2) 家庭・地域の教育力の向上

施策	概要
家庭の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての第一の責任は家庭にあるという認識のもと、心身の調和のとれた子どもを育てるといふ、家庭の最も基本的な役割を果たすための支援体制の充実を図ります。 「早寝・早起き・朝ごはん」が子どもの学力向上や心身の健やかな成長に大事であることを踏まえ、子どもの生活習慣の改善につながる取組を行います。 中央市の教育の基本である「まごころ」の周知を図り、家庭教育における道徳教育の支援を行います。 子どもの頑張りを「認める」教育を推進します。 親子と一緒に活動する「家庭の日」「まごころ弁当の日」など、親子の絆を深める取組を行います。 学校の情報を学校・学級通信、PTA だよりなどで公開し、学校と家庭の情報の共有を推進します。 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の充実を図ります。
地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 地域における子育てネットワークを構築し、家庭教育支援体制の拡充を図ります。
家庭教育支援と青少年健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「青少年育成中央市民会議」を主体として、各地区の子どもクラブや関係諸団体と連携して、青少年の健全育成に関する事業に総合的に取り組みます。

○基本目標 1 の施策にかかる数値目標

指標名	平成 30 年度実績	令和 6 年度目標
全国学力・学習状況調査の県平均正答率との比較割合	小学校 95.3% 中学校 96.8% (令和元年度実績)	小学校 100% 中学校 100%
ALT の配置数	4 人 (令和元年度実績)	6 人
市内中学校の生徒の英語検定料助成金申請者の割合	16.85%	30%
キャリア・パスポート(※)の利活用に関する調査においてキャリア・パスポートを「活用している」学校の割合	小学校 ー 中学校 ー	小学校 100% 中学校 100%
山梨県新体力テスト・健康実態調査(全種目)の全国平均との比較割合	小学校 95.3% 中学校 97.8% (令和元年度実績)	小学校 100% 中学校 100%
学校運営協議会設置校数	1 校 (令和元年度実績)	8 校
子どもまもり隊への加入者数	147 人 (令和元年度実績)	180 人

※新学習指導要領の特別活動において学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う際に児童生徒が、活動を記録したり蓄積するために使用する教材。小学校から高校まで学校間で引き継ぎ 12 年間使用する。

基本目標 2 生涯成長することができる学習環境の形成

基本方針 1. いきいきと学び続けられる生涯学習の充実を図ります

(1) 生涯学習の推進

施 策	概 要
多様な学習機 会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもから高齢者まで各世代の学習ニーズに応えられる学習機会を提供し、自ら学ぶことの楽しさを知り、心身共に充実した人生が送れるように支援します。 ・ 市民の知識・技能の向上につながり、様々な現代的課題にも対応した学習機会を提供します。 ・ 家庭教育支援につながるような親子で参加する学習機会を提供し、親子のコミュニケーションを深めていくことにつなげます。 ・ 社会教育団体や民間活動団体との連携を図り、生涯学習の総合的な推進につなげます。 ・ 広報紙、ホームページ等を活用し、市民の生涯学習への積極的な参加を促すための情報提供を行います。
市民が取り組 む生涯学習活 動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育団体やボランティアグループ、自主活動サークルの育成支援を行い、生涯学習活動を促進します。 ・ 山梨県ことぶきマスター人材バンクに登録された指導者等、知識や技能を生かして地域で活躍している人材を生涯学習活動の指導者として活用します。 ・ 文化祭等で学習・創作活動の成果を発表できる場をつくり、生涯学習活動への意欲を向上させます。 ・ 小・中学生に向けて学習会・講座等を開催し、自主性や協調性を育成するとともに、自発的な学習活動につなげます。
社会教育施設 の管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育施設を適正に維持管理し、市民の学びの場として機能するように効率的な運営を行います。 ・ 講座・講演会等の学習事業に、各種社会教育施設の積極的な利活用を推進します。 ・ 公民館の利活用について周知し、公民館活動の活性化を図ります。

(2) 生涯スポーツの推進

施策	概要
ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ推進委員協議会を主体に、手軽に取り組み親睦や交流が図れるスポーツ教室やスポーツ大会等を開催し、運動人口を増やす取組を推進します。 ・ スポーツ協会に所属する各競技団体及びスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、スポーツに親しむことができる地域づくりを進めます。 ・ 子どもから大人まで、誰もが普段の生活に簡単に取り入れることができるストレッチ等の運動を紹介し、習慣化する取組を進めます。 ・ ラグビーワールドカップやオリンピックの日本開催により、スポーツに関心が高まる中、様々なスポーツに触れられる機会を作り、生涯にわたり心と体の健康づくりを進めるためのスポーツ活動を推進します。
生涯スポーツ環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設や学校体育施設の一般開放を推進します。 ・ 国、県のスポーツ協会又は同加盟団体が主催、主管する県外の大会等に出場する団体等には、一定の基準により費用の一部を補助します。 ・ スポーツ施設の予約状況や各種スポーツイベントなどの情報を提供し、市民がスポーツに親しむ機会を増やす取組を行います。 ・ スポーツの推進に努め、顕著な功績を残した個人、団体等を表彰し、広報、ホームページ等を活用して広く周知します。 ・ 著名なスポーツ団体やスポーツ選手との交流を通じて、スポーツの楽しさや一流の技術を体験する機会を設けます。
スポーツ施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等総合管理計画により老朽化した施設の統廃合を実施し、活動拠点となるスポーツ施設の安全管理を図ります。 ・ 新たに建設される、(仮称)中央市総合防災公園は、市民が日常的にスポーツに親しむことができ、多目的に利用できる施設として整備します。

(3) 図書館活動の推進

施 策	概 要
魅力ある生涯学習館、図書館づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書・雑誌・新聞等の図書資料及び視聴覚資料等を収集・整理・保存し、全ての人に提供するという基本的な役割に加え、今後はインターネットが提供する電子情報等の案内・提供を行い、市民等の調査研究や課題解決への支援の充実に取り組みます。 ・ 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示等を計画的に行い、まちづくりや地域の振興、活性化の核となる取組を行います。 ・ 県立図書館、近隣市町村の図書館、学校の図書館等と連携・協力し図書資料等の提供の充実を図ります。 ・ 利用しやすい施設づくり、職員対応の向上、蔵書等資料の充実を図り、市民等に長期に渡って利用される図書館づくりを推進します。 ・ 大活字本、点字本等の充実、読書拡大器や対面朗読室の活用を図り、高齢者、障がい者が利用しやすい図書館づくりに取り組みます。 ・ 広報紙、ホームページなどを充実させ、イベント情報、蔵書情報、図書館の活用方法など図書館の魅力を多角的に発信し利用者の増加につなげます。 ・ 読み聞かせボランティアなど、図書館活動を一緒に行う地域人材の活用と育成を行い、地域と一体となった図書館運営を進めます。
子どもの読書活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立図書館や学校図書室の図書や資料を充実させ、全ての子どもたちに質の高い読書活動の機会を提供します。 ・ 市内の保育園・児童館・中学生の教室などに、市立図書館から本を貸し出し、本を手にとりやすい環境を作り読書活動を支援します。 ・ 発達段階に応じた本の読み聞かせ活動を充実し、本を読む楽しさを知る機会の充実に取り組みます。 ・ 幼少期から英語に触れ、自然に英語に親しみ興味をもつよう英語でのおはなし会を行います。 ・ 7か月健診時のブックスタート事業、小学校入学時の新入生ブックプレゼント事業、中学3年生への卒業生ブックプレゼント事業を継続して実施し、読書の好きな子を育てます。 ・ 広報紙やホームページの充実を図り、おすすめの本の紹介、ブックリストなどの情報提供を充実させます。

(4) 歴史・文化の継承

施策	概要
伝統や文化等に関する学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の調査、保存、公開を行い、地域の歴史・文化の普及を推進します。 ・ 指定文化財の保存に係る緊急性や必要性を判断し、所有者に対し支援を行い、後世に適切に引き継ぐ体制を整備します。 ・ 広報、ホームページや出前授業等を通し、指定文化財、年中行事や浅利与一・お高やんなど地域に関わりのある人物を紹介することで、地域の歴史への理解と郷土を愛する心を育みます。 ・ 地域の歴史や文化を広く周知するため、豊富郷土資料館の展示の充実に努めます。
伝統文化に親しむ場と機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 粘土節、井之口笠踊りや各地に伝わる年中行事などを鑑賞・体験する機会を設け、地域の伝統芸能、行事への関心を高めます。 ・ 文化財巡りを企画し、地域の文化財を実際に見て理解を深める機会を設けます。 ・ 社会科副読本を充実させ、児童が郷土への関心と理解を深め、郷土を愛し、郷土に誇りが持てるような心を育てます。 ・ 豊富郷土資料館を活用した体験学習の充実を図り、豊かな知識を育てる場を提供します。
文化・芸術体験の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術の振興と市民の文化力向上のため、文化協会など文化芸術活動を行う個人や団体、文化祭等の文化振興活動に対して支援するなど、地域文化の発展に努めます。 ・ 芸術教科の特性を生かし、表現活動や鑑賞活動を通して文化芸術について理解を深め、創造的な表現力と発信力を育みます。

○基本目標2の施策にかかる数値目標

指標名	平成30年度実績	令和6年度目標
生涯学習事業への参加者数	5,764人	6,800人
市が所有するスポーツ施設の利用者総数	174,792人	215,000人
市立図書館の貸し出し点数	383,176点	400,000点
歴史・文化に関する事業への参加者数	784人	1,000人

基本目標 3 誰もが確かな学びを受けられる教育体制の整備

基本方針 1. 多様なニーズへ対応するための教育機会の創出と充実を図ります

(1) 教育機会の保障

施策	概要
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会に教育指導監を配置し、小中学校就学前の保護者からの就学相談に応じ、保護者や関係機関と連携しながら、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができる適切な就学につなげます。 ・ 個別の支援計画を保護者と相談しながら作成し、子どもにとって有効な支援を記録として残すことで、担任が変わっても、学校が変わっても有効な支援を継続することができる教育支援を行います。 ・ 社会性を身につけ就労まで見据えた長い支援を、発達段階に応じて行えるように取り組みます。 ・ 家庭・教育・福祉、幼保小中の連携により、切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。 ・ 検査結果の情報提供と共有、有効活用により、子どもに合った支援につながる体制を構築します。 ・ 様々な特性を持つ子どもへの質の高い学びを支える教員の専門性の向上を図るために、研修会等への参加を促します。
貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども一人ひとりが夢や希望をもつことができるようにするために、将来だけでなく現在の生活に対する支援対策も総合的に推進します。 ・ 経済的に苦しい状況にある子どもの早期把握、支援につなげる体制の強化を図ります。 ・ 生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援を実施し、学習意欲を高め学力や進学率の向上を図るとともに、居場所の提供を通じて、日常生活習慣の形成や社会性の育成を行います。 ・ 経済的に余裕のない世帯の児童生徒が安心して教育が受けられるよう、給食費や学用品の購入、修学旅行に必要な経費を支給し経済的負担の軽減を図ります。
不登校児童生徒の教育の機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育支援センター（適応指導教室）を設置し、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補完、基礎的生活習慣の改善のための相談や適応指導を行い、学校復帰による社会的自立を支援します。
外国にルーツを持つ子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語や日本文化の理解が困難な児童生徒が多い学校に通訳を配置します。 ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対する、学習面や生活面の指導を担当教員と通訳が連携して推進します。 ・ 通訳を通し、保護者と連携して児童生徒の学習指導や日本文化の理解に取り組みます。

基本方針 2. 教育の質を向上するための基盤の整備を行います

(1) 学校施設の整備

施策	概要
学校の ICT 環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新学習指導要領において全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に取り組めるよう、学校の ICT 環境の充実を図るための情報教育機器を整備します。 ・ 新たに必修化された小学校におけるプログラミング教育の円滑な実施に向けた ICT 環境の整備を促進します。 ・ GIGA スクール構想（児童生徒向けの 1 人 1 台学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想）の実現に向けた、児童生徒への一人一台端末の配備を行います。
安全安心な教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の改築や改修を計画的に進め、バリアフリー化、太陽光発電設備や冷房設備の設置を行い、安全で快適な教育環境を整備します。 ・ 学校の長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策、防犯対策、防災機能の強化を実施し、教育環境の質的向上を図ります。

(2) 学校における働き方改革の推進

施策	概要
教員の多忙化改善の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会主催の会議や研修、調査の縮減を図ります。 ・ 小中学校では、毎年「改善計画」を作成し、会議や業務の効率化、学校行事や部活動の負担軽減、校内組織の見直し、地域人材の活用等について計画的に取り組を進め、教材研究等、子どものための時間の確保ができるよう取り組みます。 ・ 放課後に会議や部活を行わない「きずなの日」を月 2 回（第 1・3 月曜日）実施し、子どもと向き合う時間の確保や教員の定時退勤の推進を図ります。 ・ 校長のリーダーシップのもと校務の整理・統合・廃止・地域移行を検討します。また、日々の教育指導や事務処理を効率的に遂行するための分担と協働に取り組めます。 ・ 保護者対応等は担任などの特定の教員だけで行わずチームで対応し、教員の疲弊感が軽減するように取り組みます。 ・ 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定を行います。 ・ 働き方改革の一環として、学校閉庁日を設定します。 ・ 部活動ガイドラインに基づいた適正な活動時間や休養日を設定し、指導活動を行います。
教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動支援員の配置を促進します。 ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学習支援員等の専門スタッフの活用を推進します。

施 策	概 要
学校と教育委員会の連携協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内小中学校の管理職と教育委員会との連携協力の場である八校会を月1回開催し、市の教育方針の指導及び情報共有を図ります。 ・ 教育委員会による学校訪問を行い、学校の実情や要望を把握し教育行政に生かします。 ・ 学校運営の充実の観点から、年度末人事には、学校経営の視点に立ち職員をよく理解している学校長の意見をできる限り尊重します。 ・ 学校と連携し、子どもたちの学びの場である学校の施設整備の充実を図り、教育環境の向上を図ります。

○基本目標3の施策にかかる数値目標

指標名	平成30年度実績	令和6年度目標
日本語指導が必要な児童生徒・保護者のための通訳等の配置人数	4人 (令和元年度実績)	8人
年間20回以上「きずなの日」を実施している学校数	小学校4校 中学校2校	小学校6校 中学校2校
留守番電話を設置した学校数	小学校0校 中学校0校 (令和元年度実績)	小学校6校 中学校2校
時間外勤務月45時間以内の達成率 (年実績)	小学校51% 中学校48% (平成30年5月～ 平成31年3月実績)	小学校70% 中学校60%

《重点施策》

本市では、次の施策を、今後 10 年間、特に重点的に推進すべき施策と位置づけて取り組みます。

重点施策：「コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくり」

(1) コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校のことです。学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えています。

本市では、現在、田富南小学校が、先行してコミュニティ・スクールとなっています。そこで行われている実践を参考にしながら、各小中学校やその地域の特徴、資源（人・物・事）を生かした、各学校独自の魅力を備えたコミュニティ・スクールとしていく予定です。

学校運営協議会は次の3つの機能を有しており、この機能を有効に活用して学校と保護者や地域の連携を深めていきます。

① 学校運営の基本方針を承認する。

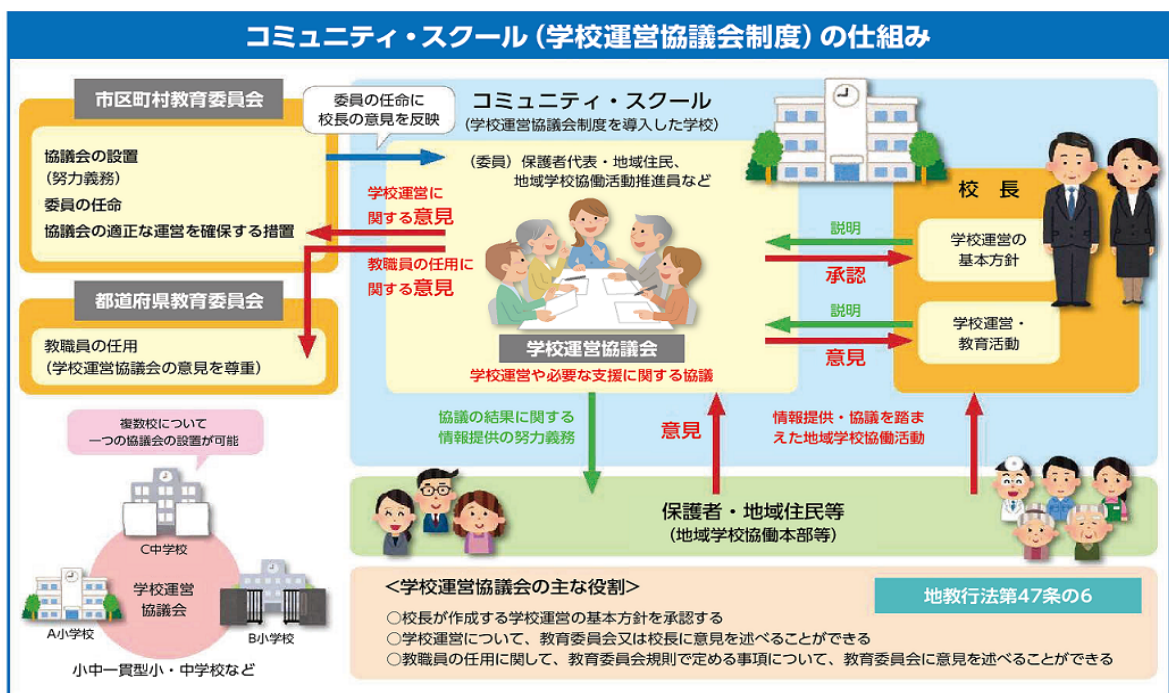
校長は、学校運営の基本方針や教育課程の編成等について学校運営協議会に説明を行い、学校運営協議会から承認を得る必要があります。

② 学校運営について意見を述べるができる。

学校運営協議会は、「地域の人々の思いや考えに触れる機会が多くなるよう工夫してほしい」「地域の環境を守るために、環境教育に力を入れてほしい」など、学校運営について意見を述べるができます。

③ 教職員の任用に関して、学校基本目標を達成するために必要な建設的な意見を教育委員会に対し述べるができる。

学校運営協議会は、学校づくり、地域づくりなど、より良い学校組織づくりについて教育委員会に対し意見を述べるができます。



出典:文部科学省ホームページ「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」

(2) コミュニティ・スクール導入の目的

①児童生徒への教育効果

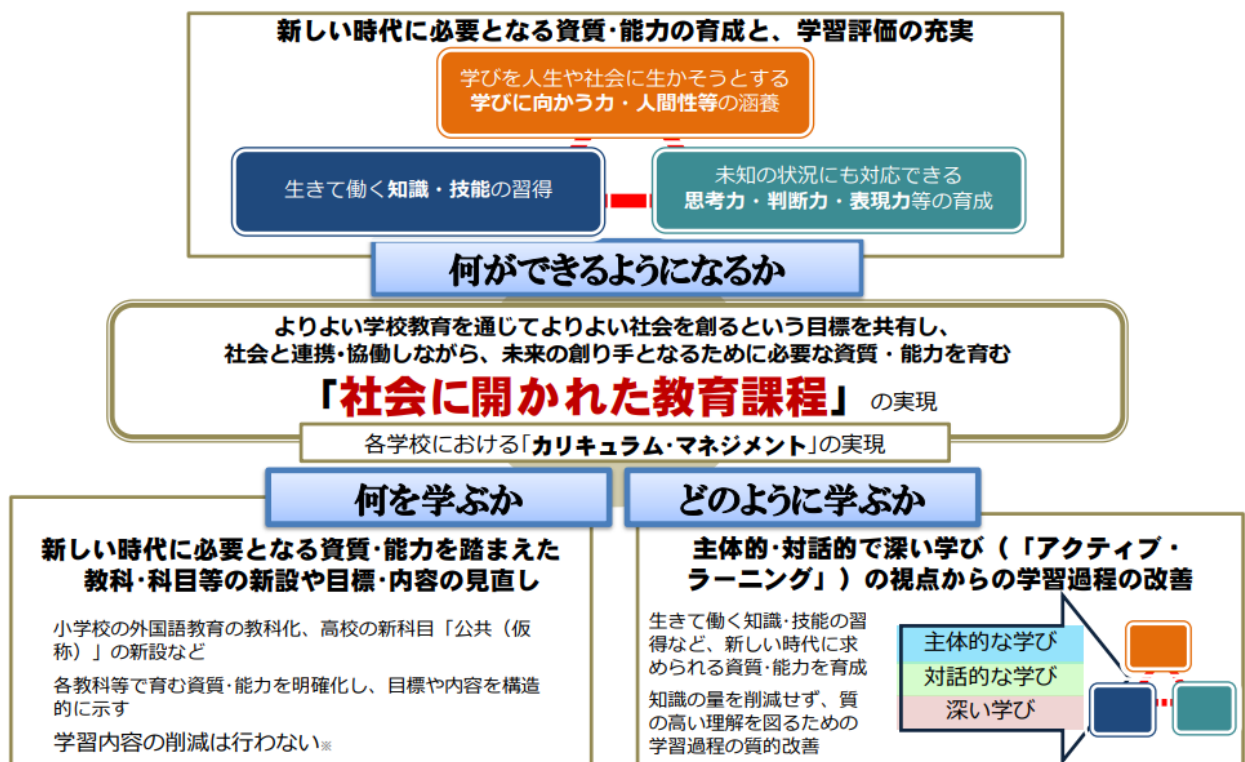
本市では、学校教育目標の達成に向けて、学校の特色や地域の実情に応じたコミュニティ・スクールを推進し、学校・家庭・地域・行政が連携し、学校運営に地域の声を積極的に生かした活動に取り組みます。

令和2年度に、市内の小中学校のすべてに学校運営協議会を設置することとしていますが、コミュニティ・スクールを導入して終わりというわけではなく、導入後いかにこの制度を活用して、「地域とともにある学校づくり」を進めていくかが重要になります。

本市では、コミュニティ・スクールとして積み重ねた活動を核に据えて、新学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組みます。

コミュニティ・スクールにおける諸活動は「児童生徒に身につけさせたい力は何か」という視点で行います。本市においては外国籍住民が多く生活しているため、必要に応じて外国籍住民から学校運営協議会委員を選出して学校運営に意見をいただくとともに、子どもたちの多文化共生にかかる教育の推進に役立てていくことも期待できます。

○新学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」の考え方



※高校教育については、従来の事実に基づく知識の暗記が大学入学選抜で問われることが課題になっており、そうした点を見直すため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革を進める。

出典：文部科学省資料「地域と学校の連携・協働の推進について」

②市の教育が目指す将来像との整合

児童生徒の資質や能力を健やかに育むためには、学校だけでなく、地域、保護者と連携して取り組む必要があります。今回実施したヒアリングにおいて、未来を生き抜く子どもには、「課題発見力」、「目標をたててしっかりこなしていく能力」や「いろいろな人とコミュニケーションをとれる能力」が必要であり、そのためには、地域の人々と触れ合う機会を増やし、さまざまな体験を通して、自己肯定感を高めていくことが大切であるという意見がありました。児童生徒一人ひとりの資質や能力、可能性を全面的に伸ばし、健やかな成長を育むためにも、地域と連携して育てていくという視点は重要となります。

また、生涯学習の視点では、市民がこれまでの経験や生涯教育で学んだことを生かす場として、小中学校がその一つとなり、生きがいや自己有用感の創出につながることを期待されます。

こうしたことから、コミュニティ・スクールは、「夢と自信を持ち自らの可能性にチャレンジする人材の輩出」、「誰もが学び続け活躍することができる地域社会の確立」という、本市の教育が目指す将来像の実現のために非常に有効な制度であるといえます。

○コミュニティ・スクールの利点

子どもにとっての 魅力	<ul style="list-style-type: none">● 学びや体験活動の充実● 自己肯定感や他人を思いやる心の育成● 地域の担い手としての自覚の向上● 安心・安全な生活
教職員にとって の魅力	<ul style="list-style-type: none">● 地域住民の理解と協力● 地域の人材を活用した教育活動の充実● 子どもと向き合う時間の確保
保護者にとって の魅力	<ul style="list-style-type: none">● 学校や地域に対する理解● 地域の中で育てられるという安心感● 保護者同士や地域住民との人間関係の構築
地域住民に とっての魅力	<ul style="list-style-type: none">● 経験を生かすことによる生きがいや自己有用感● 地域のよりどころとしての学校● 学校を中心とした地域ネットワークの形成● 地域の防犯・防災体制等の構築

(3) コミュニティ・スクールの活用計画

①学校運営協議会設置方針

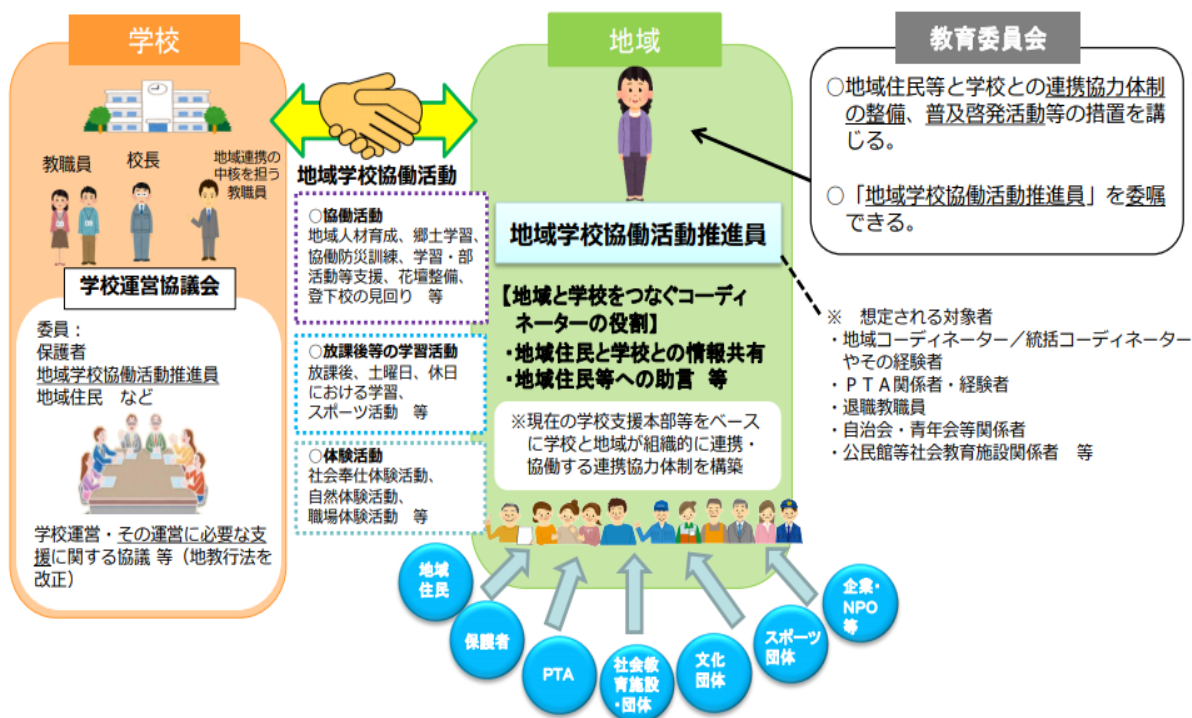
- 学校・家庭・地域は、学校で行われている活動を「地域とともにある学校」の視点で見直し、地域の特色を生かした取組を行います。
- 学校及び学校運営協議会は、学校の特色や地域の実情に応じて、地域住民、PTA、文化協会、ボランティア組織等と協力して、学習支援、児童生徒の安全確保、その他学校内外での取組を行います。
- 学校長は、学校の経営方針を示した「学校のグランドデザイン」等を分かりやすい表現で提示し、委員や保護者、地域住民等から理解を得られるよう努めます。
- 学校と地域は、連携・協働した活動を展開していきます。学校が地域に貢献する活動をするときは、児童会・生徒会活動等の自発的・自治的な活動を重視して進めていきます。
- 教育委員会及び学校、学校運営協議会は地域の活性化を促進するため、学校の教育活動等を通して地域の住民同士の交流を深める機会がもてるようにします。

②コミュニティ・スクールの将来像

コミュニティ・スクールを核として「地域学校協働活動」の推進を図ります。「地域学校協働活動」とは、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく、それぞれの活動を合わせて総称したものです。連携・協働する枠組みとしては、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等、幅広い住民等の参画を図ります。

この「地域学校協働活動」の推進のため、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」を配置することを検討します。

また、市内の保育園、認定こども園、中学校を含めた学校運営協議会のあり方について検討します。



出典: 文部科学省資料「地域と学校の連携・協働の推進について」



中央市立 田富南小学校



中央市の南部に位置し、校舎は田園や畑に囲まれ、自然環境に恵まれた地域である。他地域に比べ、外国籍の住民の占める割合が高く、その子どもたちを自然に受け入れていることも地域の特徴である。平成元年に開校し、現在は児童数160名と減少してきてはいるが、子ども達は、地域の方々に支えられながら、元気に学校生活をおくっている。

【地域とのつながりを深める活動】

【ふれあい祭り】

学校・家庭・地域とのつながりをより深め、「地域と共に歩む南小をめざす」というコンセプトのもと、地域の方々をはじめ、地元企業にも協賛を頂きながら、各学年やPTA 本会で保護者と共にお店を出し、地域全体に参加を呼びかけて行う学校行事です。



【ひまわりの種まき】

学校の北側の遊休地に毎年地域の方々とひまわりの種を蒔きます。



【外国人保護者会】

それぞれの国の料理を持ち寄り、講演を聴いたり、懇親を深めたりしています。



学校教育目標

豊かな心と たくましい体を持ち
主体的に学ぶ子

【学習・行事支援】

【読み聞かせ】



【5年生 家庭科支援】



【5年生 田植え・稲刈り・脱穀】



【1年生 むかしのあそび】



【サマースクール・クラブ活動への支援】



【安心・安全と環境支援】

【不審者メール登録活動】

「子ども守り隊」の活動に加え、地域の方々に「不審者メール登録活動」として、メール登録頂き、不審者メールを地域とも共有しています。

【落ち葉掃き・あいさつ運動へのボランティア参加】

